

# AIDCA トピックス

有限会社アイドカ

盛岡市名須川町 28-15-10 0

TEL019-621-8456 FAX019-621-8457

2002年 12月10日 第36号

様々なシーンで

新しい情報発信を心がけます

## 忘年会シーズン到来。飲酒運転はしない、させないが基本です。

そろそろ皆さんのスケジュールに忘年会の予定が入ってきている事と思います。ちょっとした量だから、すぐ近くだからと、**飲酒後運転をすると、思わぬ事故や何より罪を犯すこととなり、厳しい罰則が科せられます。**

平成13年12月の刑法改正により、危険運転致死罪が新設されました。(アルコール又は薬物の影響により運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行させ、人を負傷させた者は十年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する)また、平成14年6月からは悪質運転者対策として、罰則が強化されています。飲酒運転については、罰金は違反の内容や、過去の違反などにより、**30万円以下の罰金が科せられます。**(盛岡東警察署に問い合わせたところ、**20万円程度の罰金が多いとのこと**)また、酒気帯び運転では免許の点数が13点科せられます。(免許取消しは15点)飲酒運転は運転していた本人だけではなく、**飲酒を知っていてそれを止めなかった同乗者や、強制的に運転させた同乗者にも(幫助・教唆)同様に罰金が科せられます。**飲酒運転は犯罪という認識を持ち注意したいものです。

併せて酒気帯びの基準値が引き下げられました。飲酒後少し休んでも、アルコールが残っている可能性は十分に考えられます。深酒を控え、しっかりと休んでからハンドルを握ることをお勧めします。

(呼気1リットル中のアルコール濃度：改正前 0.25⇒改正後 0.15)

## 岩大の留学生へ年末暖かなところざしをお願い申し上げます

● 岩手大学に來ている各国からの留学生が岩手の寒さに震えています。

必要としている物は：上下布団(最低10組は欲しいです)、毛布、敷布、バスタオル、洗面用タオル、冬シャツ(男女用) などがございます。

譲って下さる方は

⇒ 本間 幸子さん TEL 019-647-7474へ

◎12月13日(金) 11:00~13:00の時間帯に電話で連絡した上で

◎12月14日(土) 11:00~13:00に、岩手大学内 国際交流会館まで  
誠に申し訳ありませんが、必要品をご持参下さい。

● また、外国人留学生の方々には、毎年カレンダーが無くて困っています。頂き物のカレンダーで使わない物がありましたら、国際交流会館の中に回収箱を設けておりますので、ご協力お願い致します。

## 「県立美術館」行きましたか？

年の瀬も迫り、仕事が忙しい・忘年会が忙しい・いつも忙しい、となにかと忙しい時期になりました。そんな時ですが、ちょっとリフレッシュしてみたいかでしょうか？

少し前に、「**県立美術館**」に行ってきました。とある人の「岩手に住んでいるなら、1度は行って見た方が**良い**」という一言に喚起され、足を運んでみたわけです。少し場違いかな～なんて感じましたが次第にそんなことも忘れていました。まず始めにトイレの美しさに感動しました。豪華な材質の床と壁・そして完璧に整備されている設備、それでいて無機質な感じはなく、**僕の中でのトイレ好感度TOP3にすんなりとランクイン**しました。次に、常設の「**萬鉄五郎**」の作品に感動しました。名前とは裏腹に彼の作品の繊細さには感じるどころがありました。

2時間位で館内を廻ったのですが、日頃あまり感じるこのできない、**非日常的な感覚とゴージャス感を味わ**えてとても満足しました。あれで**1,000円払ってお釣りがくるなら安いかな**と思いました。「岩手に住んでいるなら、1度は行って見た方が**良い**」に両手を挙げて賛成します。(石井)

!! 保険の情報をお求めの方 !!

アイドカホームページをご覧ください。→ <http://www.aidca.co.jp>

メールアドレスをお持ちの方、FAXをお持ちの方はお手数ですがお知らせ頂ければ幸いです。